

令和 6 年 10 月

遊佐町農業委員会第 7 回総会議事録

- 開催日程 令和 6 年 10 月 25 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分
- 場 所 遊佐町役場 第 4 会議室
- 会議に付した議案

- | | |
|----------|--|
| 報告事項 1 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について |
| 報告事項 2 | 解約について |
| 報告事項 3 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について |
| 報告事項 4 | 賃借料の変更通知書の受理について |
| 報告事項 5 | 地目変更登記に係る照会に対する回答について |
| 議 第 25 号 | 非農地証明願いについて |
| 議 第 26 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について |

4. 出席委員 (15 名中 12 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1		2	大 谷 浩 夫	3	榊 原 一 男	4	高 橋 敬
5	小 田 原 英 史			7	高 橋 正 樹		
9	小 野 寺 一 博	10	高 橋 茂 央			12	小 松 正 志
13	前 川 一 城	14	那 須 久 美	15	齋 藤 勝 広	16	佐 藤 充

5. 欠席委員 (3 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	三 浦 祐 輝	8	石 垣 建	11	高 橋 晃 弘		

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (3 名)

太田智光事務局長、菅原恵里係長、高橋息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	それでは、ただ今から遊佐町農業委員会の 10 月定例会を開催いたします。 初めに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願い致します。 (3 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)
3 番 榊原 一男委員	皆様、どうもご苦労様です。 本日の出欠状況を報告いたします。 3 名が欠席で、出席委員は 14 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。
事務局長	ありがとうございました。 それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。
佐藤会長	(挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) では 2 番高橋正樹委員と 3 番榊原一男委員をお願いします。 なお、書記は、事務局の高橋主事を指名いたします。 それでは、総会次第に基づき進行いたします。報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	ご説明いたします。 報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について 合計 29 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。 番号 91 と 94 は農地を時効取得する案件となっております。 詳細につきましては総会議案書をご覧ください。 続きまして、 報告事項 2. 解約について 2 件とも基盤整備に係る利用権設定のため解約するものです。 報告事項 3. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について 番号 24、25 は所有権移転のため解約するものです。後ほど関連する案件について説明いたします。 24、25 以外は基盤整備に係る利用権設定のために解約するものです。 報告事項 4. 賃借料変更通知書の受理について 当事者間の話し合いによる合意の各案件で賃借料を変更するものです。 詳細につきましては総会議案書をご覧ください。

事務局	続きまして、 報告事項 5. 地目変更登記に係る照会に対する回答について 説明いたします。補足説明資料に登記官からの照会書、回答書等を添付しておりますので併せてご覧ください。 照会地は、農用地区域内、都市計画区域外の農地であります。9 月 17 日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、大谷委員の 3 名で現地調査を行いました。現在作付けはされていませんでしたが、農地として使用できる状態と判断されましたので、現況農地であると法務局酒田支局に回答しております。説明は以上です。
議長	ただ今の報告事項について、何か質問・意見等ありましたらお願いします。 (質問、意見なし) 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されて おりますので、齋藤委員長より報告をお願いします。
15 番 齋藤 勝広委員	報告します。10 月 19 日に、第 2 会議室で委員 5 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 26 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第 25 号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	説明いたします。審査基準書は 1 ページ、補足説明資料は 4 ページからご覧ください。 番号 5、計 4 筆、788 m²。 申請地は都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地内で、昭和 55 年頃よりニジマスの養殖用の生簀として使用され、現在も養殖はしていませんが施設はそのままの状態になっております。農地に復元するのは著しく困難な状況です。固定資産税も 33 番は雑種地、それ以外は池沼で課税されています。 19 日に高橋土地専門部会長、石垣副部会長、高橋茂央委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、このあと報告をお願いいたします。 説明は以上です。
議長	それでは、番号 5 について 7 番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。
7 番 高橋正樹部会長	はい、報告いたします。審査基準書の 1 ページと 2 ページをご覧ください。 小さい 3 つの枠の部分はそのままになっていました。大きいほうはコンクリートで囲まれていて中はヨシで藪になっていました。昭和 55 年頃からニジマス进行を養殖してきたそうですが、現在はやめてしまったそうです。農地に戻すことは困難なことから許可相当だと考えます。以上です。
議長	次に、10 番高橋茂央委員より現地調査の報告をお願いします。

10 番 高橋茂央委員	現状は高橋委員の報告のとおりです。周りがコンクリートで固められている状態なので、農地に戻すことは困難だと考え許可相当だと思います。以上です。
議長	それでは、ただいまの事務局説明と委員からの現地調査報告に対し、何か質問・意見等ありましたらお願いします。 (質問、意見なし) 議第 25 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 25 号 非農地証明願いについて、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 26 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。 内訳は、(1) 所有権移転が 2 件、(2) 利用権設定が 49 件、(3) 利用権移転はなしとなっております。 計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。 計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 それでは、(1) 所有権移転について説明いたします。 今回申請の 2 件は現地調査を高橋敬委員にお願いしていただきましたので、後ほどご報告をお願いいたします。 また、2 件とも譲受人は同一人物になります。 それでは個別に説明します。 番号 9、計 2 筆、3,265 m²、総額 1,306,000 円。 番号 10、計 2 筆、6,283 m²、総額 2,513,200 円。 対象の 4 筆は法人に貸付されており、譲受人が構成員として耕作している場所を取得するものです。 譲渡人が田を処分したいという意向があり、譲受人に相談し合意となったものです。 また、この案件は取得と同時に法人への貸付けを行いますので、後ほど、関連する案件が出てきます。 (2) 利用権設定について個別に説明いたします。 今回申請があったのは番号 37～85 の 49 件になります。各案件の詳細については議案書をご確認ください。各案件について補足説明いたします。 審査基準書と議案書の番号 37～39 の 3 件は再設定の案件になりますので、詳細は議案書をご確認ください。 また、再設定案件は審査基準書の地図を省略しております。

事務局	次に番号 40～85 をご覧ください。 これらは中間管理機構を通しての案件になりますので、詳細については議案書をご確認ください。また、すべて新規設定になりますが、中間管理機構を通す案件については審査基準書の地図を省略しております。 47 の借人は町外で耕作をしている方です。今回貸借する場所は貸人が耕作していた場所を借人に耕作をお願いするということで契約となりました。借人の耕作面積がゼロになっていますが、酒田市内で 362,003 m²の経営面積があるようです。 48 が基盤法の所有権移転の 9、10 で取得した田を法人に貸付ける案件になります。 この 2 件以外は契約期間が 16 年になっており、すべて基盤整備に関連して契約するものです。 事務局からの説明は以上です。
議長	それでは、(1) 番号 9、10 について、4 番 高橋敬委員より現地調査の報告をお願いします。
4 番 高橋 敬委員	はい。審査基準書の 3 ページをご覧ください。 地図の小さいほうが番号 9、大きいほうが番号 10 になります。 番号 9 の譲渡人は寺の住職さんであります。譲渡人がかなり高齢になったということで、田を元気なうちに放したいということで、檀家でもある譲受人に話をしたようです。その話を聞いた番号 10 の譲渡人も相続で苦労したということもあり、今のうちに手放したいと考え譲受人に相談し合意したようです。 譲受人は元々申請地を法人の構成員として耕作しているというようです。 単価については 3 人に確認したところ、番号 9 の田は元々譲受人の田であったところを寺に無償で寄進したという場所のようで、譲渡人はお金は要らないというようなことでした。 譲受人は近隣で 50 万で売買されたということを聞いていたようですが、自分ではそこまでは出せないということで 40 万くらいでどうですかと相談したようです。こういった経過がありますので、金額も致し方ないのかなと思います。 番号 10 については、後追いのため、条件は任せるという話になったようで同じ金額で決まったようです。 譲受人については、今まで耕作していたため面積も変わらず、娘さんも手伝ってくれているということで、作業的な問題もないということでした。 現地も刈取り後でしたが、きれいに管理されていたので購入後の管理についても問題ないと思います。以上です。
議長	はじめに、(2) 番号 48 について審議いたします。 この件は 4 番高橋敬委員と 8 番石垣建委員に関する案件ですので、高橋委員と石垣委員は一時退席願います。
	(高橋敬委員、石垣建 一時退席)
議長	それでは、質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局の説明について、質問・意見等のある方は挙手願います。
議長	(質問・意見なし)

議長	それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 26 号 (2) 番号 48 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり許可することに決定いたします。 高橋委員と石垣委員は着席願います。
	(高橋敬委員、石垣建 着席)
議長	次に、(2) 番号 49～74 について審議いたします。 この件は 10 番高橋晃弘委員と私に関する案件ですので、会長代理の齋藤委員に議長を交代します。 (議長を齋藤委員と交代)
議長 (齋藤委員)	暫時の間、議長の職を務めさせていただきます。 それでは、高橋晃弘委員と佐藤会長は一時退席願います。
	(10 番高橋晃弘委員、16 番佐藤充会長 一時退席)
議長 (齋藤委員)	それでは (2) 番号 49～74 について審議します。 何か質問・意見等はございますか。
	(質問・意見なし)
議長 (齋藤委員)	無いようですので、質疑を終了し採決いたします。ただいまの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。 高橋晃弘委員と佐藤会長は着席お願いいたします。
	(10 番高橋委員、佐藤会長着席)
議長 (齋藤委員)	それでは、議長を佐藤会長と交代いたします。
議長	それでは、ただいま審議いただいた件以外の案件について、事務局説明と委員からの現地調査報告に対し、何か質問・意見等はございますか。 (質問、意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第 26 号 (2) 番号 48～74 以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。 予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし) ないようですので、これで 10 月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。